朝日町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成２７年３月

朝日町通学路安全推進会議

１．プログラムの目的

平成２４年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成２４年８月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「朝日町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

２．朝日町通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「朝日町通学路安全推進会議」を設置しました。

・朝日町教育委員会教育課 ・朝日町産業建設課

・朝日町総務課 ・四日市北警察署交通課

・朝日小学校

・朝日小学校ＰＴＡ代表

・国土交通省三重河川国道事務所交通対策課（注）

・三重県四日市建設事務所管理課(注)

（注）表記メンバーの会議参加は必要時招集するものとします。

３．取組方針

（１）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をＰＤＣＡサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路の安全確保のためのＰＤＣＡサイクル〕

Plan

合同点検の実施

対策の検討

Action 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Do

対策の改善・充実

対策の実施

Check

対策効果の把握

（２）定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

・概ね１年に１回、合同点検を実施します。

・効率的・効果的に合同点検を行うため、朝日町通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

・朝日小学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

（３）対策の検討（Plan）

・合同点検の結果から明らかになった対策箇所について、箇所ごとに、注意喚起看板設置や路面標示新設のようなハード対策や通学路変更や見守り支援のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（４）対策の実施（Do）

・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（５）対策効果の把握（Check）

・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、聞き取り、現地調査等の把握手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

（６）対策の改善・充実（Action）

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

４．対策箇所一覧表、対策箇所図の作成

・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成します。